

第189回国会・質問第306号 参議院議員山本太郎議員「東京入国管理局の収容実態に関する質問主意書」（2015年9月17日）

答弁書第306号 参議院議員山本太郎君提出東京入国管理局の収容実態に関する質問に対する答弁書（2015年9月29日）

平成27年9月15日、法務省入国管理局は、第5次出入国管理基本計画を発表した。そこでは、被収容者の処遇に関して、「被収容者の処遇に関しては、従来から人権を尊重し、環境の整備に努めてきた。平成22年7月には、法曹関係者、医療関係者等外部の委員によって構成される入国者収容所等視察委員会が設置され、収容施設等の適正な運営のために、委員らが収容施設等の視察等を行い、意見を述べるなどし、被収容者にとって適切な環境整備につなげている。引き続き、同委員会の意見も踏まえつつ、更なる環境整備を図り、被収容者の処遇改善に努めていく。」としている（同40頁ないし41頁）。

しかしながら、近時、東京入国管理局の被収容者及び被仮放免許可者の人権に対する著しい制約がなされていると報告されている。

そこで、以下のとおり質問する。

- 一 過去5年間における東京入国管理局の収容場における被収容者への面会申込件数及び許可件数を被収容者の国籍又は市民権の属する国の領事官、被収容者の訴訟代理人又は弁護人である弁護士（依頼によりこれらの者になろうとする弁護士を含む）、それ以外の者の別で示されたい。

一について

東京入国管理局においては、被収容者に対する面会について、領事官等（被収容者の国籍若しくは市民権の属する国の領事官又は被収容者の訴訟代理人若しくは弁護人である弁護士（依頼によりこれらの者になろうとする弁護士を含む。）をいう。以下同じ。）によるものとそれ以外の者によるものとに区分して、それぞれの面会の申出の件数及び面会が行われた件数を年ごとに集計しているが、面会の申出の件数と面会が行われた件数との差には、面会を許可しなかった件数のほか、面会を許可したが被収容者が面会を拒否したなどの理由により面会が行われなかった件数が含まれており、面会を許可した件数については統計を取っていないため、お答えすることは困難である。その上で、統計を有している平成22年から平成26年までの①領事官等からの面会の申出の件数、②これを受けて面会が行われた件数、③領事官等以外の者からの面会の申出の件数及び④これを受けて面会が行われた件数を年ごとにお示しすると、次のとおりである。

平成22年	①54件	②47件	③76,352件	④70,372件
平成23年	①57件	②54件	③46,899件	④42,708件
平成24年	①74件	②74件	③47,158件	④47,158件
平成25年	①83件	②83件	③44,390件	④44,390件

平成26年 ①104件 ②104 ③39,911件 ④39,911件

二 前記一の区分に従い、平均面会許可時間を示されたい。

二及び四について

お尋ねのような形での統計は取っておらず、お答えすることは困難である。

三 平成27年7月以後、現に訴訟代理人又は弁護士ではない弁護士が面会をする際に、面会許可時間を原則として30分とするという運用がされている事実があるか。もしそのような事実があるのであれば、どのような必要性によるものか。

三について

東京入国管理局においては、被収容者の数、面会室の数等を勘案し、東京入国管理局被収容者処遇細則（平成10年9月1日東京入国管理局長訓令第5号）第37条において、領事官等以外の者との面会の時間は原則として30分以内とし、領事官等との面会の時間は、その都度東京入国管理局長が定めるものとしている。

四 東京入国管理局における過去5年間における妊娠中の女性の被収容者数を示されたい。

二及び四について

お尋ねのような形での統計は取っておらず、お答えすることは困難である。

五 東京入国管理局において、平成26年4月以降、一時旅行許可申請に当たり、旅行目的、一時旅行期間、旅行先及び旅行経路の記載を具体的かつ詳細に特定するよう一律に指示するなどといった厳格な運用が開始されることになった。従前と同様の申請をしたにもかかわらず、一時旅行許可がされなかった事例や、旅行先の相手方の氏名、住所、電話番号等の詳細な記載を求められた事例があったと報告されている。

このような取扱いを変更した事実があるか。事実があるのであれば、その理由を示されたい。

五について

仮放免取扱要領（平成18年6月7日付け法務省管警第165号法務省入国管理局長通達）第21条第1項は、入国者収容所長又は主任審査官は、被仮放免者から出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第54条第2項の規定により制限される行動範囲の外への一時旅行許可の申出があったときは、旅行の目的、必要性、旅行に要する期間等を疎明するに足りる書類を添付した身元保証人連署による一時旅行許可申請書を提出させるものとしているところ、東京入国管理局において、この取扱いが徹底されていない事案があったことから、平成26年4月以降、これを徹底しているところである。

右質問する。

[了]